

北広島町農業委員会第19回総会議事録

事務局 (第19回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5番 1月11日、現地確認調査をしました。譲受人の生家は申請地の近くにあり、以前から申請地については譲受人が管理してきました。譲渡人は町外に住んでおり、高齢となったため耕作の意志もなく、これまで管理されてきた譲受人への贈与を強く求めておられます。周辺農地、本人の技術面、農業機械等すべてにおいて問題はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

20番 1月12日、現地調査を行いました。申請地は現在ガラス温室が建てられています。譲渡人は3年前に父親から農地を引き受けましたが、農業をやめるということで今回の申請で全部農地を譲り渡すということになります。譲受人の父親は25,000㎡近くの農地を営営しています。その家族の譲受人が今回譲り受けるということになっています。譲受人の家族は認定農業者であります。周辺営農への影響もないですし、本人の家族において技術面、農業機械等すべてにおいて問題はないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 1 番 先日、現地調査を行いました。申請地は譲受人宅からすぐ近くではありませんが、譲受人は北広島町出荷者協議会の会長をされている方であり、農業に対して非常に意欲を持っておられる方です。周辺営農への影響もないですし、技術面、農業機械等すべてにおいて問題はないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 先日お会いして聞き取りを行いました。申請人は父親の成年後見人という立場で申請されています。三方から流れ込んでいる水路の中にこの申請地があります。昭和 5 4 年 1 0 月 1 7 日が壬生バイパスの開通ですが、現況の状況から見て行政の側の買収漏れか登記漏れであろうと思われます。非常に昔のことであるし、父親にも確認できないということなので、現況に合わせるということで申請されました。農地のままにしていると、次に考えている所有権の移転ができないということでもあります。周辺営農への影響はあ

りません。以上のことから、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 先日申請人宅を訪ね、聞き取り現地調査をしました。前面、側面 2 本の農道にはさまれた角地で、土地が低かったため土を持ってきてかさ上げをして畑として活用できるよう試みたようですが、実際畑として利用したことはないようです。その後地元の認定農業者が育苗ハウスを建て利便性のため車両もおきたいということで、そのように使用していました。今回その整理をするということで申請されました。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 内容については議案書摘要欄の通りです。先日現地調査を行いました。申請人は普段は農業をやっておられますが、農業が休みの時は建設業をしておられます。現在この申請地の隣は地目は山林ではありますが平地になっており車庫として利用されています。資材置き場が足りないということで今回該当地を申請されました。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 内容については議案書摘要欄の通りです。現況地番図でいうと圃場整備をした田の入口にあたる部分です。申請人が現在有する墓地は自宅から 1.5 k m離れた山中にあり、他人の畑を通って行かないと行けない所にあります。今回この地のほかに適地がないため、ここに墓地を移したいと申請されました。周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会長 それでは関連しておりますので、番号 8 番、9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15 番 1 月 1 5 日に 8 番 9 番の譲渡人と関係者とで現地調査と面談を行いました。内容については議案書摘要欄の通りです。イベントをする時の駐車場に非常に困っておられます。計画面積は事業規模に見合ったものです。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 6 番 5年間の使用貸借権の設定という契約ですが、5年が過ぎたら農地に戻すということですか。
- 15 番 そこまでは話をしておりません。できるだけ長くお願いしたいということで話を受けております。申請地はたいへん山の中で、長いこと稲や野菜を作るなどしておりません。また農地に戻したとしても荒廃することが考えられます。
- 会 長 5条申請で出ております農地が、転用なされた後また農地に戻ることは考えられないという風に考えます。5年間の設定というのは、今回譲受人は地縁団体ということで区長が申請されるわけですから、何年か経ったらその地縁団体の代表が変わられる、そういうことを想定して5年の使用貸借権の設定になっていると思われれます。地縁団体というのは代替わりをしていきますので。
- 6 番 代替わりをしていくと言っても、地縁団体そのものは継続していくんだから、何年でもいいと思います。初めから雑種地にすることもできると思うが。
- 事務局 この使用貸借権の設定が5年間ということになっていますが、なぜ5年間にしたのかという理由までは私も聞いておりません。この案件は行政書士さんを通して申請がありました。申請者はこの地域の代表の方で相談がありました。この5年の期間が切れた時点でまた使用貸借権を延長するかどうかという点については、決まっていないということは言われていましたが、この先期限が切れたらからといって譲渡人に返すということはないと言われていました。
- 6 番 だから雑種地にしたら問題ないんじゃないかと思うが。
- 14 番 5条申請で出た場合にはそのあと田としては使えない。雑種地にしたら税制面ではどうなりますか。雑種地なら税金が高くなる。5条申請なら地目は農地として残りますよね。
- 会 長 一時転用じゃないので、田に戻ることはないです。地目は変わります、雑種地に。工事が終わった時点で。
- 14 番 ここに書いてある併用地とはどういうことですか。
- 会 長 この2筆の農地では足りないから、農地以外のものも一緒にして駐車場にするということです。合計で1,500㎡くらいになります。ほかにございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番および9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書がついておりますが、聞き取り調査をしますと、33年前に中国自動車道を作った頃にこの申請地に接している町道もきれいになったわけですが、そのときにこの申請地が残土置き場になり、町道と同じ位の高さまでかさが上がった。そしてそれを整地せずにそのままになっていた。そういう意味での始末書です。接する農地とはかなり間隔が開いており、少し手をいれるだけで造成可能ということです。被害防除措置を講じられており、周辺営農への影響はないと考えます。許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

19 番 譲渡人は現在町外在住ですが申請地近くに生家があります。もう農業をする意志がなく、耕作を頼んでいた人を買ってほしいと言っておられたそうです。一昨年米価が下がり、これ以上請け負うにはお金をもらってやらないと引き受けられないと言われたそうで、去年は耕作放棄地となっております。買受先を探していたところ、太陽光発電の業者より譲受人を紹介され売買が成立したということです。周りは道路と山ですので周辺には迷惑はかからないと思われまます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

申請地の北側に宅地がありますが、これはどなたか住んでらっしゃるのですか。

19 番 廃墟となっております。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

会長 番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

12番 現況地番図の斜線が引いてあるところは耕作放棄地でありました。その隣の農地はすべて近隣在住の認定農業者が耕作しています。その認定農業者の方が、隣の農地が耕作放棄地だと今耕作している農地にとっても良くない、その荒れている農地を改良して自分に作らせてほしい、ということで今回の申請となりました。周辺農地への影響はありません。よって届出どおり受理することが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答してよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩